

# 令和元年度第3回横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】 令和元年10月16日（水）午後1時30分～

【場 所】 関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、青柳 由香委員、尾関 幸美委員、中道 徹委員、  
畑中 隆爾委員

【議 題】

## 1 審議事項

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る<br>抽出案件 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件               | 3件 |
| (3) 指名競争入札に係る抽出案件                    | 1件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件                      | 2件 |

## 2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

## 【議事内容】

### 審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

### 議題1－(1) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「馬場花木園拡張部整備工事（その3）」

2 「本宿小学校屋内運動場改修その他工事（建築工事）」

委員：抽出理由の説明。

1 「馬場花木園拡張部整備工事（その3）」

今回の抽出対象案件の中で唯一種目が造園であった。また、応札者が14者と他の案件と比較し多く、技術評価点により落札者の逆転が起きているため。

2 「本宿小学校屋内運動場改修その他工事（建築工事）」

評価値が最も高い者が指名停止により入札参加資格なしとなり、次順位の者が落札者となったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「本宿小学校屋内運動場改修その他工事（建築工事）」について、技術評価点数の一番高い業者が指名停止になっているが、指名停止による当該業者の点数に影響はあるのか」

本市：「技術評価点には、指名停止による影響はありません。」

委員：「入札てん末や技術評価点の公表水準について、横浜市として詳細な情報を公表することに関して根拠となる規定はあるか。」

本市：「横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱の第14条に「評価結果等の公表」が定められています。その中では、落札者を決定した理由及び落札者の評価結果について公表することと規定しています。」

委員：説明を了承。

### 議題1－(2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「みなとみらい21 新港地区ハンマーヘッドデッキ（仮称）整備工事（製作・架設工）」

2 「横浜市中心卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）」

3 「中部処理区山下合流幹線下水道再整備工事（その7）」

委員：抽出理由の説明。

1 「みなとみらい21 新港地区ハンマーヘッドデッキ（仮称）整備工事（製作・架設工）」

価格帯から本来はJV対象工事だが、鋼製橋の製作が含まれるため単体向けの発注とした案件であるため。

2 「横浜市中心卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）」

今回の対象案件の中で一番金額が高く、契約締結について横浜市議会の議決に付した案件であるため。

3 「中部処理区山下合流幹線下水道再整備工事（その7）」

工種「管更生」で高額な工事なため、工事の最高請負実績額について当該工種の「管更生」に加え「土木」としての実績も認めた案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「3件とも消費税はすべて8%での発注なのか」

本市：「4月以降契約し、引き渡しは10月以降のものについては、基本的に消費税10%での発注となります。6月までに公告しているものについては消費税8%で当初契約を行い、10月以降に消費税増の2%分の設計変更を行っています。」

委員：「横浜市中央卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）」について、予定価格が6億円以上の工事は横浜市議会の承認を得る必要があるという認識であるが、予算承認の際には発注内容の詳細については出すのか」

本市：「審議の際は、詳細は出しておりません。その後、契約を締結する際にあらためて、議会の議決を得ることとなっています。」

委員：説明を了承。

**議題1－（3）指名競争入札に係る抽出案件1件についての審議**

抽出案件：「中区辨天橋伸縮装置等補修工事」

委員：抽出理由の説明。

「中区辨天橋伸縮装置等補修工事」

専門性の高い工事のため、当初発注から指名競争入札で発注を行う案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「指名されても辞退したり、不参加だったりする者もいる。辞退するのに理由は必要なのか。」

本市：「辞退することの意思表示のみで、理由は必要ありません。」

委員：説明を了承。

**議題1－（4）随意契約に係る抽出案件2件についての審議**

抽出案件：1 「小雀浄水場自動水質監視設備工事（水質監視設備改良工事）」

2 「(交通局) 復旧に伴う緊急軌道工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「小雀浄水場自動水質監視設備工事（水質監視設備改良工事）」

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約のうち、対象となる設備が特殊なため。

## 2 「(交通局) 復旧に伴う緊急軌道工事」

脱線事故という特殊状況を受けての緊急工事であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「復旧に伴う緊急軌道工事」について、「緊急の随意契約の場合は口頭で随意契約を締結し、その後正式に契約書を交わす」との事だが、口頭で契約が締結される際の判断はどの部署が行うのか。」

本市：「本件の担当部署が行います。」

委員：「緊急の随意契約の価格決定についてはどのような手続きで行うのか」

本市：「事故の状況を踏まえた上で、発注課で設計書を作成します。その設計書と、事業者から見積書をもらったうえで、交通局の契約担当部署で契約を決定しています。」

委員：説明を了承。

### 議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

### 議題2－(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

### 議題2－(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

### 【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。